

鶏鳳北同窓会特別基金管理規定 (改正案)

第1条 (基金)

鶏北同窓会・鳳同窓会・龍野北校同窓会の合併に伴い、それぞれが保有していた基金  
77,823,220円を鶏鳳北同窓会の特別基金とする。

第2条 (管理委員)

- (1) 管理委員はこの規定の定める事項について、特別基金管理運用の責任を負う。
- (2) 管理委員は9名(7名)とし鶏鳳北同窓会の役員から互選により選出し、その任期は役員の任期と同じとする。

第3条 (基金の運用)

- (1) この基金は、堅実かつ有利な運用益を得るため、その預け先は、次の(2)の金融機関に限定する。
- (2) 都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、農協及び国債
- (3) 上記預け入れ先の選定については、管理委員全員の賛同を得て役員会の了承を受けなければならない。

第4条 (運用益の活用)

- (1) 運用益は、JAバンクの普通口座に入金すること。
- (2) 運用益の用途については、鶏鳳北同窓会の毎年度の事業計画に基づき正副会長会(役員会)の議決を経て一般会計その他へ繰り入れを行う。

第5条 (特別基金の取りくずし)

特別基金の取りくずしについては、総会の3分の2以上(委任状を含む。)の賛同を必要とする。

第6条 (その他)

- (1) この管理規定の改廃は総会の3分の2以上(委任状を含む。)の賛同を必要とする。
- (2) この管理規定に基づく会計監査は監事が行う。

【附 則】 第1条 この規定は、平成25年6月8日から施行する。

第2条 この規定は、令和 年 月 日から施行する。

附則—1. この規定は平成25年6月8日から実施する。